

三協サーモテック株式会社

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画

当社は、雇用環境を整備し、働きやすい職場づくりの行動計画を策定します。

1. 期 間

2022年4月1日から2027年3月31日まで

2. 目標・取組内容

目 標 1：ワークライフバランスの推進のため、男性社員の育児休業を推進し、配偶者が出産した男性の配偶者出産休暇の取得率を30%以上とする。

また、期間中に育児休業を取得する男性社員を1人以上とする。

取組内容：2022年 4月～

- ・育児介護休業法の改正に沿い出産を控える男女社員に対し、出産前の休業制度の周知を規程化し、運用を開始する。
- ・同年10月開始となる産後パパ育休(出生時育児休業)の取得推進に向けた運用方法を検討する。

2022年10月～

- ・産後パパ育休の実施に沿って規程変更し運用を開始する。

目 標 2：現状の女性有期契約社員の30%を正社員登用する。

取組内容：2022年 4月～

- ・事業年度末毎に正社員登用を选考し、正社員に登用を進める。